

## 第 2 期 連結計算書類

〔 自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 2 年 3 月 31 日 〕

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

## 連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,131,092	流動負債	752,473
現金・預金	1,043,395	トレーディング商品	-
預託金	550,000	商品有価証券等	-
トレーディング商品	96,162	デリバティブ取引	-
商品有価証券等	94,088	約定見返勘定	15,719
デリバティブ取引	2,074	信用取引負債	173,111
営業投資有価証券	46,805	信用取引借入金	168,143
約定見返勘定	80	信用取引貸証券受入金	4,968
信用取引資産	173,111	預り金	401,837
信用取引貸付金	168,143	受入保証金	20,888
信用取引借証券担保金	4,968	有価証券等受入未了勘定	15,744
立替金	7,696	未払金	13,672
短期差入保証金	78,810	未払費用	83,168
前払費用	16,747	未払法人税等	13,719
未収入金	13,716	リース債務	12,721
未収収益	104,125	その他の流動負債	1,889
その他流動資産	440		
固定資産	125,716	固定負債	325,780
有形固定資産	56,966	退職給付に係る負債	297,571
建物	26,685	資産除去債務	12,051
器具・備品	16,865	繰延税金負債	2,192
リース資産	13,414	リース債務	13,966
無形固定資産	13,118	特別法上の準備金	5,633
ソフトウェア	2,393	金融商品取引責任準備金	5,633
リース資産	10,671		
その他	52	負債合計	1,083,888
投資その他の資産	55,631	純資産の部	
投資有価証券	7,686	株主資本	1,172,580
出資金	10,919	資本金	1,000,000
関係会社出資金	1,409	資本剰余金	21,184
長期差入保証金	35,222	利益剰余金	151,396
長期前払費用	393	その他の包括利益累計額	339
		その他有価証券評価差額金	339
		純資産合計	1,172,920
資産合計	2,256,808	負債・純資産合計	2,256,808

## 連結損益計算書

〔 自平成31年 4月 1日  
至令和 2年 3月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,384,723
受 入 手 数 料	913,134	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	455,628	
金 融 収 益	15,960	
金 融 費 用		17,394
純 営 業 収 益		1,367,329
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,787,350
取 引 関 係 費	441,479	
人 件 費	1,042,014	
不 動 産 関 係 費	92,120	
事 務 費	104,683	
減 価 償 却 費	32,328	
租 税 公 課	29,544	
その他の販売費・一般管理費	45,180	
営 業 損 失		420,021
営 業 外 収 益		181
受 取 利 息	2	
そ の 他	179	
営 業 外 費 用		1,996
支 払 利 息	87	
そ の 他	1,909	
経 常 損 失		421,836
特 別 利 益		118,097
貸 倒 引 当 金 戻 入	94,832	
償 却 債 権 取 立 益	10,764	
移 転 補 償 金	11,000	
そ の 他	1,500	
特 別 損 失		60,970
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10,462	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	1,535	
固 定 資 産 除 却 損	4,317	
訴 訟 費 用	44,366	
そ の 他	289	
税金等調整前当期純損失		364,709
法人税、住民税及び事業税		2,627
法人税等調整額		△198
当 期 純 損 失		367,138
親会社株主に帰属する当期純損失		367,138

連結株主資本等変動計算書

〔 自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 2 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首 残高	1,000,000	21,184	518,534	—	1,539,718	△399	△399	1,539,318
親会社 株主に 帰属す る当期 純利益	—	—	△367,138	—	△367,138	—	—	△367,138
株主資 本以外 の項目 の当期 変動額 (純額)	—	—	—	—	—	739	739	739
当期 変動額 計	—	—	—	—	△367,138	739	739	△366,398
当期末 残高	1,000,000	21,184	151,396	—	1,172,580	339	339	1,172,920

## 連 結 注 記 表

当社及び連結子会社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3 社

連結子会社の名称

キャピタル・パートナーズ証券株式会社、キャピタル アセットマネジメント株式会社、キャピタルエイシア不動産株式会社

上記のうち、キャピタルエイシア不動産株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の名称等

Capital Partners Vietnam Consulting Company Limited、Japan Vietnam Research Company Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

会社の名称

（非連結子会社）

Capital Partners Vietnam Consulting Company Limited、Japan Vietnam Research Company Limited

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券、デリバティブ取引、並びに営業投資有価証券

等については、時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、連結子会社のうち1社は平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備以外の有形固定資産について定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

6. 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

8. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。

9. 連結納税制度の適用

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社を連結納税親会社とする連結納税制

度を適用しております。

10. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産 預金 50,000 千円  
 上記の資産に銀行取引に係る根担保が設定されておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 81,831 千円
3. 差入有価証券等
- (1) 差入れている有価証券等の時価額
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 信用取引貸証券       | 4,690千円   |
| 信用取引借入金の本担保証券 | 123,244千円 |
| 差入保証金代用有価証券   | 143,798千円 |
- (2) 差入れを受けている有価証券の時価額
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 信用取引借証券       | 4,690千円   |
| 信用取引貸付金の本担保証券 | 123,244千円 |
| 受入保証金代用有価証券   | 146,274千円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	132,894	—	—	132,894

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、並びにその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を行っております。

これらの事業を行うため、当社及び連結子会社では主に自己資金によっております。

資金運用については短期的な預金等のほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社が保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されておりますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当社及び連結子会社の信用リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターンの確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底しております。具体的には、信用取引に関する与信管理を営業総務部、コンプライアンス部で日々行っているほか、総合企画部でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

##### ② 市場リスクの管理

当社及び連結子会社の市場リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、株価、金利、外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理方針等に則した社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）を予め定めるとと

もに、ロスカット基準などを設けたうえで、運用環境、当社財務状況等を勘案し、運用  
 枠等の見直しを図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての捕捉説明

金融商品の時価には市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的  
 に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等  
 を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもありま  
 す。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次  
 のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(注2)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,043,395	1,043,395	—
(2) 預託金	550,000	550,000	—
(3) 商品有価証券	94,088	94,088	—
(4) 営業投資有価証券	46,805	46,805	—
(5) 約定見返勘定	80	80	—
(6) 信用取引資産	173,111	173,111	—
(7) 立替金	7,696	7,696	—
(8) 短期差入保証金	78,810	78,810	—
(9) 未収入金	13,716	13,716	—
(10) 未収収益	104,125	104,125	—
(11) 投資有価証券	7,686	7,686	—
(12) 長期差入保証金	35,222	35,417	194
資産合計	2,154,739	2,154,934	194
(1) 商品有価証券	—	—	—
(2) 約定見返勘定	15,719	15,719	—
(3) 信用取引負債	173,111	173,111	—
(4) 預り金	401,837	401,837	—
(5) 受入保証金	20,888	20,888	—
(6) 有価証券等受入未了勘定	15,744	15,744	—
(7) 未払金	13,672	13,672	—
(8) 未払費用	83,168	83,168	—
(9) 未払法人税等	13,719	13,719	—
(10) リース債務	26,687	26,432	△254
負債合計	764,550	764,296	△254
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	2,074	2,074	—
デリバティブ取引合計	2,074	2,074	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) (3) 商品有価証券(資産)、(4) 営業投資有価証券 及び (1) 商品有価証券(負債)

これらの時価は公表されている市場価格により、また時価の公表されていないものは社内「時価算定基準」により適正な時価を算出しております。

(2) (12) 長期差入保証金

これらの時価は、その将来のキャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(3) (10) リース債務

リース債務の時価については、その将来のキャッシュフローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(4) 上記以外

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) デリバティブ取引

外国為替証拠金取引の時価は、外国為替証拠金取引契約を締結している会社から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められるため、開示していない金融商品は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 出資金	10,919
② 関係会社出資金	1,409

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	8,825 円 98 銭
1 株当たり当期純損失	2,762 円 63 銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当 期 純 損 失 金 額	367,138 千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る当期純損失金額	367,138 千円
普通株式の期中平均株式数	132,894 株

## 第2期 連結キャッシュ・フロー計算書

〔 自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日 〕

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成 30 年 10 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	△142,817	△364,709
減価償却費	15,707	32,328
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	447	△94,832
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△20,794	△ 5,400
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△12,876	624
受取利息配当金	△58,479	△ 9,474
支払利息	6,373	12,465
固定資産除却損	73	4,317
預託金の増減額 (△は増加)	—	150,000
投資有価証券評価損	—	10,462
投資有価証券償還損	—	1,535
トレーディング商品 (資産) の増減額 (△は増加)	143,630	△ 5,994
営業投資有価証券 (資産) の増減額 (△は増加)	△179,610	132,804
信用取引資産の増減額 (△は増加)	28,713	60,682
信用取引負債の増減額 (△は減少)	△28,713	△60,682
立替金の増減額 (△は増加)	773	190,371
預り金の増減額 (△は減少)	△101,552	△264,679
差入保証金の増減額 (△は増加)	179,142	79,515
受入保証金の増減額 (△は減少)	△3,192	△38,921
その他の資産の増減額 (△は増加)	60,297	69,344
その他の負債の増減額 (△は減少)	△22,773	35,109
小計	△135,648	△65,134
利息及び配当金の受取額	10,271	9,474
利息の支払額	△6,897	△12,465
法人税等の支払額	△2,559	△ 6,326
営業活動によるキャッシュ・フロー	△134,834	△74,452
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の払戻しによる収入	1,076	41,862
出資金の支出	△5,390	—
有形固定資産の取得による支出	△5,955	△21,645
無形固定資産の取得による支出	—	△ 800
差入保証金の回収による収入	204	10,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,065	29,817
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	△103,970	—
リース債務の返済による支出	△7,871	△15,712
端株の買取	△7	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△111,849	△15,712
<b>IV 現金及び現金同等物の換算差額</b>	△4,968	△10,226
<b>V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)</b>	△261,717	△70,574

V 現金及び現金同等物の期首残高	1,325,687	1,063,970
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1,063,970	993,395

当社及び連結子会社の連結キャッシュ・フロー計算書は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**【重要な会計方針に係る事項に関する注記】**

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期資金（トレーディング商品を除く）からなっております。

**【その他の注記】**

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成30年10月1日 至平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
現金・預金勘定	1,113,970	1,043,395
預入期間が3か月を 超える定期預金等	△50,000	△50,000
現金及び現金同等物	1,063,970	993,395

## 第 2 期 計 算 書 類

〔 自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 2 年 3 月 31 日 〕

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

# 貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	45,431	流動負債	89,711
現金・預金	36,426	預り金	1,586
前払費用	995	未払金	75,858
未収入金	8,009	未払消費税等	3,863
		未払費用	1,846
		未払法人税等	6,556
固定資産	1,698,710	固定負債	1,047
有形固定資産	378	退職給付引当金	1,047
器具・備品	378		
投資その他の資産	1,698,331		
関係会社株式	1,698,271	負債合計	90,758
長期差入保証金	60	純資産の部	
		株主資本	1,653,383
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	682,121
		資本準備金	250,000
		その他資本剰余金	432,121
		利益剰余金	△28,738
		利益準備金	-
		その他利益剰余金	△28,738
		繰越利益剰余金	△28,738
		評価・換算差額等	-
		その他有価証券評価差額金	-
		純資産合計	1,653,383
資産合計	1,744,142	負債・純資産合計	1,744,142

# 損 益 計 算 書

（ 自 平成31年 4月 1日  
至 令和 2年 3月 31日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		175,311
経 営 指 導 料	158,760	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	16,539	
受 入 手 数 料	12	
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		185,244
取 引 関 係 費	2,860	
人 件 費	159,639	
不 動 産 関 係 費	10,174	
事 務 費	507	
減 価 償 却 費	189	
租 税 公 課	9,205	
そ の 他	2,668	
営 業 損 失		9,933
営 業 外 収 益		—
営 業 外 費 用		—
経 常 損 失		9,933
特 別 利 益		—
特 別 損 失		—
税 引 前 当 期 純 損 失		9,933
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		950
当 期 純 損 失		10,883

## 株主資本等変動計算書

〔 自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 2 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他 利益剰余 金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金合 計		
当期首 残高	1,000,000	250,000	432,121	682,121	—	△17,855	△17,855	—	1,664,266
当期 純利益	—	—	—	—	—	△10,883	△10,883	—	△10,883
株主資本 以外の項 目の当期 変動額(純 額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期 変動額計	—	—	—	—	—	△10,883	△10,883	—	△10,883
当期末 残高	1,000,000	250,000	432,121	682,121	—	△28,738	△28,738	—	1,653,383

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	—	—	1,664,266
当期純利益	—	—	△10,883
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額計	—	—	△10,883
当期末残高	—	—	1,653,383

## 個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき、作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。
  
3. 引当金の計上基準
  - (1) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の自己都合要支給額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
  
4. 消費税等の会計処理方法  
税抜方式によっております。
  
5. 連結納税制度の適用  
当社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。
  
6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

### 【貸借対照表に関する注記】

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額     | 189 千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |        |

関係会社に対する短期金銭債権	3,094千円
関係会社に対する短期金銭債務	76,454千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引高	
営業収益	175,299千円
販売費及び一般管理費	371千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	一千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	132,894株	—	—	132,894株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金及び未払事業税であります。全額、評価性引当額を計上しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：千円)

1. 会社及び関連会社等

属性	氏名又は名称	議決権の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
子会社	キャピタル・パートナーズ証券株式会社	所有直接(100%)	役務の提供	経営指導	121,800	—	—
				出向負担金	61,924	未払金	61,578
子会社	キャピタルアセットマネジメント株式会社	所有直接(100%)	役務の提供	経営指導	36,960	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料については、提供する役務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	12,432 円 94 銭
1 株当たり当期純損失	81 円 83 銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当 期 純 損 失 金 額	10,883 千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る当期純損失金額	10,883 千円
普通株式の期中平均株式数	132,984 株

## 第2期計算書類附属明細書

〔 自 平成31年 4月 1日  
至 令和 2年 3月31日 〕

1.有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価格	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	器具・備品	—	568	—	189	378	189	568

(注) 当期増加額の主なもの  
器具・備品 PC

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	359	688	—	1,047

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

科	目	金額
取引関係費	支払手数料	259
	通信・運送費	94
	旅費・交通費	2,413
	交際費	93
	小計	2,860
人件費	役員報酬	55,637
	従業員給料	78,893
	その他の報酬・給料	6,932
	賞与	795
	退職給付費用	3,759
	福利厚生費	13,622
小計	159,639	
不動産関係費	不動産費	9,732
	器具・備品費	441
	小計	10,174
事務費	事務委託費	420
	事務用品費	86
	小計	507
減価償却費		189
租税公課		9,205
その他の販売費・一般管理費		2,668
合計		185,244

# 独立監査人の監査報告書

令和2年6月8日

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 五大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

令和2年6月8日

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 五大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的

専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上